

見積合せ結果調書

業務名	診療費等未払金に係る債権管理回収業務
契約方法及び根拠条項	随意契約(成功報酬率) ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・市立旭川病院随意契約ガイドライン5の(3)
契約の相手方	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 弁護士法人 一番町綜合法律事務所 代表社員 神崎浩昭
契約金額(成功報酬率)	27.3%(消費税除く。)
契約期間	令和4年3月1日から令和5年3月31日まで
契約担当課	市立旭川病院事務局 医事課
見積合せ日時	令和4年2月25日(木) 午後4時30分
見積合せ場所	市立旭川病院 1階医事課執務室

見積合せ結果

	見積書提出業者名	第1回提示価格(成功報酬率)			見積合せの執行状況(成功報酬率)
1	弁護士法人 一番町綜合法律事務所	27.3%			決定
2					
3					
4					
5					
6					

一者特命の随意契約とした理由

【一者特命随意契約を締結する理由】

債権回収率の向上と、時効を迎える過年度債権の整理については、債務者の身辺情報の調査や、折衝及び交渉を通じた債務者との信頼関係の構築に期間を要することから、令和2年3月1日からこれまでの間、当院の債権回収業務を受託し、債権の回収及び整理において良好な実績がある当該法人に引続き本業務を委託することで、契約期間内で最大の成果が得られると見込まれるため